

出席停止の感染症について

◎ 学校において予防すべき感染症の種類

- 1 第一種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱
ペスト マールブルグ病 ラッサ熱急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性
呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 新型インフル
エンザ等感染症 指定感染症 新感染症
- 2 第二種 インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘
咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
- 3 第三種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パ
ラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

◎ 出席停止の期間

- 1 第一種の感染症は、治癒するまで。
- 2 第二種の感染症にかかった者については、次の期間とするが、病状によ
り学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めた時は、この
限りではない。

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱後、2日を経過する
まで。

百日咳：特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終
了するまで。

麻疹（はしか）：解熱後、3日を経過するまで。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が
始まった後5日を経過し、かつ全身状態

が良好となるまで。

風疹：発疹が消失するまで。

水痘（水ぼうそう）：すべての発疹が痂皮化するまで。

咽頭結膜熱：主要症状が消退した後、2日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した
後1日を経過するまで。

- 3 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病
状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
- 4 提出方法（用紙は保健室・職員室にあります。本校のホームページから
もダウンロードできます）